県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年３月29日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第24号

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校授業料等条例施行規則（昭和38年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（授業料の減免） 第２条　条例第８条の規定により授業料の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1）～（3）　［略］ （減免の額） 第３条　授業料減免の額は、前条第１号及び第２号に掲げる者にあっては授業料の月額の全部、同条第３号に掲げる者にあっては授業料の月額の全部又は２分の１とする。	（授業料の減免） 第２条　条例第８条の規定に基づく授業料の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1）～（3）　［略］ （授業料の減免の額） 第２条の２　条例第８条の規定に基づく授業料の減免の額は、前条第１号及び第２号に掲げる者にあっては授業料の月額の全部、同条第３号に掲げる者にあっては授業料の月額の全部又は２分の１とする。 （大規模災害等による授業料等の減免） 第３条　条例第９条第１項第１号の規則で定めるものは、次に掲げる災害とする。 （1）　平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波 （2）　平成28年台風第10号 （3）　令和元年台風第19号 ２　条例第９条第１項第１号に規定する甚大な被害を受けたと認められる者は、次の各号（前項第２号及び第３号に掲げる災害に係るものにあっては、第２号及び第５号を除く。）のいずれかの被害を受けた者とする。 （1）　住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下この項において同じ。）の全壊又は半壊 （2）　住居の全焼又は半焼 （3）　住居の流失 （4）　学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少 （5）　警戒区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し平成23年４月22日において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第２項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第１項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第３項の規定に基づき、平成23年福島

	第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、同日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）内に存する住居からの避難のための立退き ３　条例第９条第１項第２号の規則で定めるものは、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）及びそのまん延防止のための措置の影響とする。 ４　条例第９条第１項第２号に規定する就学が困難で特に必要があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当することとなった者とする。 （１）　生活保護法の規定による被保護者又は被保護者と同一世帯に属する者で、かつ、他に授業料等（条例第９条第１項に規定する授業料等をいう。以下同じ。）を援助する者がないもの （２）　前号に準ずる者で、知事が経済的事情により就学が困難と認めたもの （大規模災害等による授業料等の減免の額） 第３条の２　条例第９条第１項の規定に基づく授業料等（通信制受講料を除く。以下この項において同じ。）の減免の額は、次の各号に掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　授業料　その月額の全部（前条第４項第２号に該当することとなった者にあっては、その月額の全部又は２分の１） （２）　入学選考料及び入学料　その全額 （３）　寄宿舎料　その月額の全部 ２　条例第９条第１項の規定に基づく通信制受講料の減免の額は、次により計算した額を合算した額（その額に１円未満の端数が生じるときは、その端数を切り上げた額）とする。 （１）　年度の前期に履修することとして受講を許可された科目（次号に規定する科目を除く。）に係る減免の額　190円を受講許可を受けた日の属する月（以下「受講許可月」という。）から起算して当該年度の９月までの月数で除して得た額に、減免の原因となる事実の生じた日の属する月（受講許可月の前月以前であるときは、受講許可月。以下同じ。）から起算して当該年度の９月までの月数を乗じて得た額に、当該科目に係る単位の数を乗じて得た額 （２）　年度の後期に、又は前期及び後期を通じて履修するこ

（減免の申請）

第４条　授業料の減免を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料減免申請書に別に定める様式による家庭状況調書、別に定める様式による世帯員所得証明書その他申請者の在学する学校の校長（以下「校長」という。）が必要と認める書類を添えて、減免を受けようとする月分の授業料の納付期限の10日前までに校長に提出しなければならない。

（減免の決定及び通知）

第５条　校長は、前条の授業料減免申請書を受理したときは、

ととして受講を許可された科目に係る減免の額　190円を受講許可月から起算して当該年度の３月までの月数で除して得た額に、減免の原因となる事実の生じた日の属する月から起算して当該年度の３月までの月数を乗じて得た額に、当該科目に係る単位の数を乗じて得た額

（減免の申請）

第４条　条例第８条の規定に基づく授業料の減免又は条例第９条第１項の規定に基づく授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料減免申請書、入学選考料減免申請書、入学料減免申請書、通信制受講料減免申請書又は寄宿舎料減免申請書（以下「授業料等の減免申請書」という。）に、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類その他申請者の在学する学校の校長（条例第９条第１項の規定に基づく入学選考料の減免の申請にあっては、申請者が入学を志望する学校の校長。以下「校長」という。）が必要と認める書類を添えて、同表の右欄に掲げる期限までに校長に提出しなければならない。

条例第８条の規定に基づく授業料の減免を受けようとする場合	別に定める様式による家庭状況調書及び別に定める様式による世帯員所得証明書	減免を受けようとする月分の授業料の納付期限の10日前
条例第９条第１項第１号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の減免を受けようとする場合	第３条第２項各号（同条第１項第２号及び第３号に掲げる災害に係るものにあっては、同条第２項第２号及び第５号を除く。）のいずれかの被害を受けたことを証する書類	校長が別に定める期限
条例第９条第１項第２号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の減免を受けようとする場合	第３条第４項各号のいずれかに該当することを証する書類	

（減免の決定及び通知）

第５条　校長は、前条の授業料等の減免申請書の提出を受けた

<table>
<tr>
<td>その内容を審査し、授業料を減免することを適当と認めたときは減免の額及びその期間を決定し別に定める様式による授業料減免決定通知書により、授業料を減免することを不適当と認めたときは別に定める様式による授業料減免不承認通知書により、申請者に通知するものとする。</td>
<td>ときは、その内容を審査し、授業料等を減免することを適当と認めたときは別に定める様式による授業料減免決定通知書、入学選考料減免決定通知書、入学料減免決定通知書、通信制受講料減免決定通知書又は寄宿舎料減免決定通知書により、授業料等を減免することを不適当と認めたときは別に定める様式による授業料減免不承認通知書、入学選考料減免不承認通知書、入学料減免不承認通知書、通信制受講料減免不承認通知書又は寄宿舎料減免不承認通知書により、申請者に通知するものとする。
（授業料等の減免の申請をした者に係る授業料等の納付）
第５条の２　次の表の左欄に掲げる区分に該当する者は、それぞれ同表の中欄に掲げる授業料等について、同表の右欄に掲げる期間までに納付しなければならない。
<table>
<tr><td>条例第９条第２項の申請をした者で、同項に規定する審査の結果、授業料又は寄宿舎料の減免を受けることができなかったもの</td><td>条例第９条第２項の規定により納付を猶予された期間に対応する月の月分の授業料又は寄宿舎料</td><td rowspan="3">前条の規定による校長の通知を受けた日から起算して15日以内</td></tr>
<tr><td>条例第９条第２項の申請をした者で、同項に規定する審査の結果、入学選考料、入学料又は通信制受講料の減免を受けることができなかったもの</td><td>入学選考料、入学料又は受講許可を受けた単位に係る通信制受講料</td></tr>
<tr><td>授業料の一部の減免の決定を受けた者</td><td>条例第９条第２項の規定により納付を猶予された期間に対応する月の月分の授業料の２分の１に相当する額の授業料</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>（減免の取消し）
第６条　授業料を減免されている者（以下「被減免者」という。）は、授業料の減免事由が消滅したときは、速やかに、別に定める様式による授業料減免事由消滅届を校長に提出しなければならない。</td>
<td>（減免の取消し）
第６条　条例第８条の規定に基づく授業料の減免を受けている者及び条例第９条第１項第２号に掲げる者に該当し同項の規定に基づく授業料、通信制受講料又は寄宿舎料の減免を受けている者（以下これらの者を「被減免者」という。）は、第２条各号又は第３条第４項各号に掲げる者に該当しなくなったときは、速やかに、別に定める様式による授業料減免事由消滅届、通信制受講料減免事由消滅届又は寄宿舎料減免事由</td>
</tr>
</table>

	消滅届（以下「授業料等の減免事由消滅届」という。）を校長に提出しなければならない。
２　校長は、前項の授業料減免事由消滅届に基づき授業料の減免を取り消すことを適当と認めたとき又は被減免者の授業料の減免事由が消滅したと認めたときは、別に定める様式による授業料減免取消通知書により被減免者に通知するものとする。	２　校長は、前項の授業料等の減免事由消滅届に基づき授業料、通信制受講料又は寄宿舎料の減免を取り消すことを適当と認めたとき又は被減免者が第２条各号又は第３条第４項各号に掲げる者に該当しなくなったと認めたときは、別に定める様式による授業料減免取消通知書、通信制受講料減免取消通知書又は寄宿舎料減免取消通知書により被減免者に通知するものとする。
	（通信制受講料の減免を取り消された者に係る通信制受講料の納付） 第６条の２　前条第２項の規定による通信制受講料の減免の取消しの通知を受けた被減免者は、当該通知により納付すべきとされた通信制受講料を、当該通知を受けた日から起算して15日以内に納付しなければならない。
（授業料減免台帳） 第７条　校長は、別に定める様式による授業料減免台帳を備え付け、所要事項を記載するものとする。	（減免台帳） 第７条　校長は、別に定める様式による授業料減免台帳、入学選考料減免台帳、入学料減免台帳、通信制受講料減免台帳及び寄宿舎料減免台帳を備え付け、所要事項を記載するものとする。
（口座振替に係る領収済通知票） 第８条　授業料及び寄宿舎料（以下「授業料等」という。）の納付について口座振替の方法による場合は、会計規則（平成４年岩手県規則第21号）の規定にかかわらず、別に定める様式による口座振替領収済通知票によらなければならない。	（口座振替に係る領収済通知票） 第８条　授業料及び寄宿舎料の納付について口座振替の方法による場合は、会計規則（平成４年岩手県規則第21号）の規定にかかわらず、別に定める様式による口座振替領収済通知票によらなければならない。
（口座振替納付者に係る納入通知等） 第９条　校長は、口座振替の方法により授業料等を納付する旨の届出のあった者（以下「口座振替納付者」という。）に係る授業料等について調定したときは、掲示により納入の通知を行うとともに、別に定める様式による口座振替収納請求書により岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関及び岩手県収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に対し収納の請求を行わなければならない。	（口座振替納付者に係る納入通知等） 第９条　校長は、口座振替の方法により授業料及び寄宿舎料を納付する旨の届出のあった者（以下「口座振替納付者」という。）に係る授業料及び寄宿舎料について調定したときは、掲示により納入の通知を行うとともに、別に定める様式による口座振替収納請求書により岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関及び岩手県収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に対し収納の請求を行わなければならない。
（月の初日以外の日に入学した者に係る授業料の納付等の規定の適用） 第10条　月の初日に県立高等学校に在学しない者で当該月の初日以外の日に県立高等学校への入学を許可されたもの（第１学年の途中又は第２学年以上に入学を許可されたもの（通信制の課程にあっては、これらに相当する入学を許可されたもの）を除く。）は、当該月が４月であるときに限り、当該月	（月の初日以外の日に入学した者に係る授業料の納付等の規定の適用） 第10条　月の初日に県立高等学校に在学しない者で当該月の初日以外の日に県立高等学校への入学を許可されたもの（第１学年の途中又は第２学年以上に入学を許可されたもの（通信制の課程にあっては、これらに相当する入学を許可されたもの）を除く。）は、当該月が４月であるときに限り、当該月

の初日に在学していたものとみなして、条例第３条、第６条及び第９条並びに第１条の２から第１条の４までの規定を適用する。 ２　［略］ 附　則 １　［略］ ２　条例附則第４項の規定により入学選考料、入学料、通信制受講料又は寄宿舎料（以下「入学選考料等」という。）の免除を受けることができる者は、次の各号（平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあっては、第２号及び第５号を除く。）のいずれかの被害を受けた者とする。 （１）　住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下この項において同じ。）の全壊又は半壊 （２）　住居の全焼又は半焼 （３）　住居の流失 （４）　学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少 （５）　警戒区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し平成23年４月22日において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第２項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第１項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第３項の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、同日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）内に存する住居からの避難のための立退き ３　条例附則第５項の規定により入学選考料等の免除を受けることができる者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因して、次の各号のいずれかに該当することとなった者とする。 （１）　生活保護法の規定による被保護者又は被保護者と同一世帯に属する者で、かつ、他に入学選考料等を援助する者がないもの （２）　前号に準ずる者で、知事が経済的事情により就学が困難と認めたもの	の初日に在学していたものとみなして、条例第３条、第６条及び第10条並びに第１条の２から第１条の４までの規定を適用する。 ２　［略］ 附　則 ［略］

４　入学選考料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による入学選考料免除申請書、入学料免除申請書、通信制受講料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書（以下「申請書」という。）に、条例附則第４項の規定による免除にあっては附則第２項各号（平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあっては、第２号及び第５号を除く。）のいずれかの被害を受けたこと、条例附則第５項の規定による免除にあっては前項各号のいずれかに該当することを証する書類その他校長（入学選考料の免除の申請にあっては、申請者が入学しようとする学校の校長をいう。以下同じ。）が必要と認める書類を添えて、校長が別に定める期限までに校長に提出しなければならない。 ５　校長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、入学選考料等を免除することを適当と認めたときは免除の決定をし、別に定める様式による入学選考料免除決定通知書、入学料免除決定通知書、通信制受講料免除決定通知書又は寄宿舎料免除決定通知書により、入学選考料等を免除することを不適当と認めたときは別に定める様式による入学選考料免除不承認通知書、入学料免除不承認通知書、通信制受講料免除不承認通知書又は寄宿舎料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。	
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（県立学校授業料等条例の一部を改正する条例附則第２項に規定する免除することができる平成28年度分の通信制受講料の額を定める規則等の廃止）

２　次に掲げる規則は、廃止する。

（１）　県立学校授業料等条例の一部を改正する条例附則第２項に規定する免除することができる平成28年度分の通信制受講料の額を定める規則（平成29年岩手県規則第11号）

（２）　県立学校授業料等条例の一部を改正する条例附則第２項に規定する免除することができる令和元年度分の通信制受講料の額を定める規則（令和元年岩手県規則第57号）

（３）　県立学校授業料等条例の一部を改正する条例附則第２項に規定する免除することができる通信制受講料の額を定める規則（令和２年岩手県規則第47号）

（経過措置）

３　この規則による改正後の県立学校授業料等条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第５条の２の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に県立学校授業料等条例（昭和38年岩手県条例第16号）第９条第２項の申請をした者について適用する。

４　改正後の規則第６条の２の規定は、施行日以後に改正後の規則第６条第１項に規定する通信制受講料減免事由消滅届を提出した者について適用する。

５　改正後の規則に規定する別に定める様式は、施行日以後に提出する申請書等、交付する通知書等又は備え付ける減免台帳につ

いて適用し、施行日前にこの規則による改正前の県立学校授業料等条例施行規則の規定により提出した申請書等、交付した通知書等又は備え付けた減免台帳については、なお従前の例による。